(別紙)提供先一覧

番号	提供先	①法令上の 根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対 象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期·頻 度
1	厚生労働大臣	番号法第19 条第8号 別表第2の1 の項	健康保険法第5条第2項の 規定により厚生労働大臣が 行うこととされた健康保険 に関する事務であって主務 省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
2	全国健康保険協 会	番号法第19 条第8号 別表第2の2 の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
3	健康保険組合	番号法第19 条第8号 別表第2の3 の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
4	厚生労働大臣	番号法第19 条第8号 別表第2の4 の項	船員保険法第四条第二項 の規定により厚生労働大臣 が行うこととされた船員保 険に関する事務であって主 務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
5	全国健康保険協 会	番号法第19 条第8号 別表第2の6 の項	船員保険法による保険給 付又は平成十九年法律第 三十号附則第三十九条の 規定によりなお従前の例に よるものとされた平成条り 年法律第三十号第四船 保険法による保険給付の 規院法による保険給付の 支給に関する事務であって 主発による	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
6	都道府県知事	番号法第19 条第8号 別表第2の8 の項	元望福祉法による長年 親若しくは養子縁組里親の 登録、里親の認定又は障 害児入所給付費、高額障 害児入所給付費若しくは特 定入所障害児食費等給付 費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるも	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
7	都道府県知事	番号法第19 条第8号 別表第2の9 の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
8	市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の11 の項	児童福祉法による障害児 通所給付費、特例障害児 通所給付費、高額障害児 通所給付費、障害児相談 支援給付費若しくは特例障 害児相談支援給付費の支 給又は障害福祉サービス の提供に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
9	都道府県知事又 は市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の16 の項	児童福祉法による負担能 力の認定又は費用の徴収 に関する事務であって主務 省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
10	市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の18 の項	予防接種法による給付の 支給又は実費の徴収に関 する事務であって主務省令 で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
11	市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の20 の項	身体障害者福祉法による 障害福祉サービス、障害者 支援施設等への入所等の 措置又は費用の徴収に関 する事務であって主務省令 で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供

1

番号	提供先	①法令上の 根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対 象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期·頻 度
12	都道府県知事	番号法第19 条第8号 別表第2の23 の項	精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律による入 院措置又は費用の徴収に 関する事務であって主務省 令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
13	都道府県知事等	番号法第19 条第8号 別表第2の26 の項	生活保護法による保護の 決定及び実施又は徴収金 の徴収に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
14	市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の27 の項	地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの 法律に基づく条例による地 方税の賦課徴収に関する 事務であって主務省令で定 めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
15	都道府県知事	番号法第19 条第8号	地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの 法律に基づく条例による地 方税の賦課徴収に関する 事務であって主務省令で定 めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
16	厚生労働大臣又 は共済組合等	番号法第19 条第8号 別表第2の29 の項	地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの 法律に基づく条例による地 方税の賦課徴収に関する 事務であって主務省令で定 めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
17	社会福祉協議会	番号法第19 条第8号 別表第2の30 の項	社会福祉法による生計困 難者に対して無利子又は 低利で資金を融通する事業 の実施に関する事務で主 務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
18	公営住宅法第2 条第16号に規定 する事業主体で ある都道府県知 事又は市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の31 の項	公営住宅法による公営住 宅の管理に関する事務で あって主務省令で定めるも の	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
19	日本私立学校振 興·共済事業団	番号法第19 条第8号 別表第2の34 の項	私立学校教職員共済法に よる短期給付又は年金であ る給付の支給に関する事 務であって主務省令で定め るもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
20	厚生労働大臣又 は共済組合等	番号法第19 条第8号 別表第2の35 の項	厚生年金保険法による年 金である保険給付又は一 時金の支給に関する事務 であって主務省令で定める もの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
21	文部科学大臣又 は都道府県教育 委員会	番号法第19 条第8号 別表第2の37 の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
22	都道府県教育委 員会又は市町村 教育委員会	番号法第19 条第8号 別表第2の38 の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての 援助に関する事務であって 主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
23	国家公務員共済組合	番号法第19 条第8号 別表第2の39 の項	国家公務員共済組合法に よる短期給付の支給に関 する事務であって主務省令 で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とその扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
24	国家公務員共済 組合連合会	番号法第19 条第8号 別表第2の40 の項	国家公務員共済組合法又 は国家公務員共済組合法 の長期給付に関する施行 法による年金である給付の 支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供

番号	提供先	①法令上の 根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期·頻 度
25	市町村長又は国 民健康保険組合	番号法第19 条第8号 別表第2の42 の項	国民健康保険法による保 険給付の支給又は保険料 の徴収に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
26	厚生労働大臣	番号法第19 条第8号 別表第2の48 の項	る給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する 処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
27	市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の53 の項	知的障害者福祉法による 障害福祉サービス、障害者 支援施設等への入所等の 措置又は費用の徴収に関 する事務であって主務省令 で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
28	住宅地区改良法 第2条第2項に規 定する施行者で ある都道府県知 事又は市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の54 の項	良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの。	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
29	都道府県知事等	番号法第19 条第8号 別表第2の57 の項	児童扶養手当法による児 童扶養手当の支給に関す る事務であって主務省令で 定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
30	地方公務員共済 組合		地方公務員等共済組合法 による短期給付の支給に 関する事務であって主務省 令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
31	地方公務員共済 組合又は全国市 町村職員共済組 合連合会	番号法第19 条第8号 別表第2の59 の項	地力公務員等共済組 又は地方公務員等共済組 合法の長期給付等に関す る施行法による年金である 給付の支給に関する事務 であって主務省令で定める	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
32	市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の61 の項	老人福祉法による福祉の 措置に関する事務であって 主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
33	市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の62 の項	老人福祉法による費用の 徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とその扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
34	都道府県知事	番号法第19 条第8号 別表第2の 63の項	母子及び父子並びに寡婦 福祉法による償還未済額 の免除又は資金の貸付け に関する事務であって主務 省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とその扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
35	都道府県知事又 は市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の64 の項	福祉法による配偶者のない 者で現に児童を扶養してい るもの又は寡婦についての 便宜の供与に関する事務 であって主務省令で定める	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
36	都道府県知事等	番号法第19 条第8号 別表第2の65 の項	母子及び父子並びに寡婦 福祉法による給付金の支 給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
37	厚生労働大臣又 は都道府県知事	番号法第19 条第8号 別表第2の66 の項	特別児童扶養手当等の支 給に関する法律による特別 児童扶養手当の支給に関 する事務であって主務省令 で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、 個人番号、4情報、地方税関係 情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供

番号	提供先	①法令上の 根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対 象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期·頻 度
38	都道府県知事等	番号法第19 条第8号 別表第2の67 の項	給に関する法律による障害 児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
39	市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の70 の項	母子保健法による費用の 徴収に関する事務に関する 事務であって主務省令で定 めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
40	厚生労働大臣又 は都道府県知事	番号法第19 条第8号 別表第2の71 の項	がに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とその扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
	市町村長(児童手 当法第17条第1 項の表の下欄に 掲げる者を含 む。)	番号法第19 条第8号 別表第2の74 の項	児童手当法による児童手 当又は特例給付の支給に 関する事務であって主務省 令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
42	後期高齢者医療 広域連合	番号法第19 条第8号 別表第2の80 の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者 医療給付の支給又は保険 料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるも の	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
43	厚生労働大臣	番号法第19 条第8号 別表第2の84 の項	昭和60年法律第34号附則 第87条第2項の規定により 厚生年金保険の実施者た る政府が支給するものとさ れた年金である保険給付 の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
44	特定優良賃貸住 宅の供給の保第 に関する法律第 18条第2項に規 定する賃貸住宅 の建設及び管理 を行う都道府県知 事又は市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の85 の2の項	特定優良賃貸住宅の供給 の促進に関する法律による 賃貸住宅の管理に関する	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
45	都道府県知事等	番号法第19 条第8号 別表第2の87 の項	中国残留邦人等支援給付 等の支給に関する事務で あって主務省令で定めるも の	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
46	厚生労働大臣	番号法第19 条第8号 別表第2の91 の項	平成8年法律第82号附則 第16条第3項の規定により 厚生年金保険の実施者た る政府が支給するものとさ れた年金である給付の支 給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
	中域6年 82号附則第32条 第2項に規定する 存続組合又は平 成8年法律第82 号附則第48条第 1項に規定する指	番号法第19 条第8号 別表第2の92 の項	平成8年法律第82号による 年金である長期給付又は 年金である給付の支給に 関する事務であって主務省 令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
48	市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の94 の項		「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
	都道府県知事又 は保健所を設置 する市の長	番号法第19 条第8号 別表第2の97 の項	感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律による費用の負担 又は療養費の支給に関す る事務であって主務省令で 定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供

番号	提供先	①法令上の 根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対 象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期·頻 度
50	厚生労働大臣	番号法第19 条第8号 別表第2の 101の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済めの農林漁業団体職員共済めの農林漁業団体職員等の規合法等を廃止する項の規定により厚生年金保険の規定により厚生年金保険するものとされた年金である給の支給に関する事務省令で定めるものでま務省令で定めるものをは、		10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
51	農林漁業団体職員共済組合	番号法第19 条第8号 別表第2の 102の項	林漁業団体職員共済組合 制度の統合を図るため 農林漁業団体職員等の 員会と 会による年金である 会による年金である 会による は一次 は による は に は り 厚生年金 は に と る は に と る は に と る は り に と る に と る は り に と る と る に と る と る と 、 と る と る と る と る と る と る と る	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
52	独立行政法人農 業者年金基金	番号法第19 条第8号 別表第2の 103の項	本生力或次俟余省中金 基本力或次俟余省中金 基金法による農業者年金 保険料その他徴金の 現第1号の規定者 行うものとされたよる 展業者を が行うものとされたよる は平成2年法律第39号による は平成2年法律第21号 による改正による 金法による 金を法による 金を法による 金をは 金をは のと を で のと の の の の の の の の の の の の の の の の の	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報 報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
53	独立行政法人日 本学生支援機構	番号法第19 条第8号 別表第2の 106の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸 与及び支給に関する事務 であって主務省令で定める もの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とその扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
54	厚生労働大臣	番号法第19 条第8号 別表第2の 107の項	特定障害者に対する特別 障害給付金の支給に関す る法律による特別障害給付 金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるも の	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
55	都道府県知事又 は市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の 108の項	会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とその扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
56	文部科学大臣、 都道府県知事又 は都道府県教育 委員会	番号法第19 条第8号 別表第2の 113の項	高等学校等就学支援金の 支給に関する法律による就 学支援金の支給に関する 事務であって主務省令で定 めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
57	厚生労働大臣	番号法第19 条第8号 別表第2の 114の項	職業訓練の実施等による 特定求職者の就職の支援 に関する法律による職業訓 練受講給付金の支給に関 する事務であって主務省令 で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
58	平成23年法律第 56号附則第23条 第1項第3号に規 定する存続共済 会	番号法第19 条第8号 別表第2の 115の項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供

番号	提供先	①法令上の 根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期·頻 度
59	市町村長	番号法第19 条第8号 別表第2の 116の項	る子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
60	厚生労働大臣	番号法第19 条第8号 別表第2の 117の項	年金生活者支援給付金の 支給に関する法律による年 金生活者支援給付金の支 給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
61	都道府県知事	番号法第19 条第8号 別表第2の 120の項	難病の患者に対する医療 等に関する法律による特定 医療費の支給に関する事 務であって主務省令で定め るもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
62	で 等 ま が ま が ま が ま い ま い ま い ま い ま り い き は り り い り り り り り り り り り り り り り り り り	番号法第19 条第8号 別表第2の 121の項	公的給付の支給等の迅速 かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関 する法律による特定公的給 付の支給を実施するための 基礎とする情報の管理に関 する事務であって主務省令 で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	情報提供 ネットワー クシステム	随時提供
63	給与所得等に係 る個人住民税の 特別徴収義務者	番号法第19 条第1号 地方税法第 321条の4	個人住民税の特別徴収事 務等	個人住民税の徴 収すべき税額等	10万人以上 100万人未満	給与所得に係る市・ 府民税の特別徴収を 行う納税義務者のう ち、個人番号を有す る者	eLTAXシ ステム	毎年5月の 当初通知 日の変明 回知時に ほり ほり ほり ほり ほり に は は い の は に の ま に の ま に の ま に の ま に り に り に り に り に り に り の も り の と り の と り の と り と り る り と り と り と り と り と り と り と り
64	地方税法第321条 の7の3の規定に 基づく日本年金機 構等の年金保険 者	番号法第19 条第1号	象年金所得者に係る市民	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	老齢等年金給付の支 払を受けている65歳 以上の納税義務者の うち、個人番号を有す るもの	eLTAXシ ステム	特別徴収 税額の通 知及び特別 徴収の中 止に係る通 毎月
65	国税庁長官	番号法第19 条第10号	地方税法第317条の規定に 基づく通知による所得税の 更正決定、修正申告の勧 奨等	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	地力税公第37条の 規定による通知の対象となる市町村民税の納税義務者とその 扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号	紙、国税 連携シス テム	随時提供
66	大阪府知事	番号法第19 条第10号	地方税法第46条第4項の 規定による市・府民税関係 情報の閲覧等	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	実施士・ 寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	紙	照会を受け た都度提供
67	市町村長	番号法第19 条第10号	市町村民税の賦課徴収(地 方税法第294条第3項の規 定に基づく通知等)	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	寝屋川市の個人住民 税の納税義務者とそ の扶養関連者(控除 対象配偶者、被扶養 者など)のうち、個人 番号を有するもの	紙、国税 連携シス テム	照会を受け た都度提供
68	寝屋川市教育委 員会	年条寝人用個提る第十条等屋番及人供供外項2年号市の特報関第一条 個利定のす条別	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって 寝屋川市規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係	10万人以上 100万人未満	学校保健安全法によるといるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	専用線	照会を受け た都度提供
69	地方共同法人地 方税共同機構	番号法第19 条第1号	特別徴収義務者等から提出される給与支払報告書等データに係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条第1項第5号の規定に基づく本人確認のため	番号(納税者 ID)、ファイル区	1万人以上10 万人未満		eLTAXシ ステム	随時提供

番号	提供先	①法令上の 根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数		⑥提供方 法	⑦時期·頻 度
7	0 市町村長	番号法第19 条第2号	寄附金税額控除に係る申 告特例控除額の算出	地方税法第37条 の2第2項2項2第314条の7第2 項に掲する特別 控除対象をある がを行った者 の大名、住所、 附金額等	1万人未満	法第37条の2第2項 及び第314条の7第2 項に掲げる特例控象 対象寄附を行ったる のうち、同法附則第 の規定による申告 の規定による申告特 の規定による申告 例24	eLTAXシ ステム	毎年1月

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方 法	⑦時期·頻度
1	障害福祉課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(2)	児童福祉法による障害 児相談支援給付費又は 特例障害児相談支援給 付費の支給に関する事 務であって規則で定め るもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	る本人の数 10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供 する。
2	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(3)	児童福祉法による肢体 不自由児通所医療費の 支給に関する事務で あって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中旬の当初時と、月1回の変更通知時に提供する。
3	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項別表第2(6)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中旬の当時と、月1回の時に提供する。
4	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(7)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供 する。
5	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(8)	精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律(昭 和25年法律第123号)に よる入院措置に関する 事務であって規則で定 めるもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供 する。
6	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(10)	精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律に よる費用の徴収に関す る事務であって規則で 定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報 (内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)のうち、個人番号を有するもの	専用線	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更提供 知時に提供する。
7	市民サービ ス部(国民健 康保険担 当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(16)	国民健康保険法による 保険給付の支給に関す る事務であって規則で 定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報 (内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	庁内連携シ ステム	毎年5月中旬の当初時と、月1回の変更通知時に提供する。
8	市民サービ ス部(国民健 康保険担 当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(17)	国民健康保険法による 特別徴収の方法による 保険料の徴収又は納入 に関する事務であって 規則で定めるもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	庁内連携シ ステム	毎年5月中旬の当日の 旬の当と、月1回の変更 日の変更 日の変更 日の変更 日の変更 日の変 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の
9	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項別表第2(18)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中旬の当時と、月1回の変更通知時と、現1回の変更通知時に提供する。
10	障害福祉課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項別表第2(24)	特別児童扶養手当等の 支給に関する法律によ る障害児福祉手当の支 給に関する事務であっ て規則で定めるもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中旬の当初時と、月1回の時に提供する。
11	子育て支援 課		は は は は は は は は は は は は は は	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中旬の時と、月1回時に提供する。
12	市民サービ ス部(後期高 齢者医療担 当)	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(29)	高齢者の医療の確保に 関する法律による保険 料の徴収に関する事務 であって規則で定めるも の	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	庁内連携シ ステム	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供 する。

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対 象となる本人の範囲	⑥移転方 法	⑦時期・頻度
13	障害福祉課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(30)	昭和60年法律第34号附 則第97条第1項の福祉 手当の支給に関する事 務であって規則で定め るもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	<u>る本人の数</u> 10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供 する。
14	高齢介護室	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(32)	介護保険法による保険 給付の支給又は地域支 援事業の実施に関する 事務であって規則で定 めるもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供 する。
15	健康づくり推進課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(34)	健康増進法(平成14年 法律第103号)による健 康増進事業の実施に関 する事務であって規則 で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中旬の当次 旬の当な、月1日の変更通知時と、現 りで変更提供する。
16	障害福祉課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(36)	障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律によ る自立支援給付の支給 に関する事務であって 規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供 する。
17	障害福祉課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(37)	障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律によ る自立支援医療費、療 養介護医療費又は基準 該当療養介護医療費 支給に関する事務で あって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報 (内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供 する。
18	こどもを守る 課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(38)	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) による子どものための教育・保育給付若しくは子 育てのための施設等利 用給付の支給又は地域 子ども・子育て支援事業 の実施に関する事あで あって規則で定めるもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の時に提供 する。
19	市民サービ ス部(医療助 成担当)	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(40)	寝屋川市重度障害者の 医療費の助成に関する 条例による医療費の助 成に関する事務であっ て規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報 (内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	庁内連携シ ステム	毎年5月中 旬の当な、月1 回の変更提 知時に提供 する。
20	市民サービ ス部(医療助 成担当)	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(41)	寝屋川市ひとり親家庭 の医療費の助成に関す る条例による医療費の 助成に関する事務で あって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	庁内連携シ ステム	毎年5月中 旬の当い月1 回の変更通 知時に提供 する。
21	市民サービ ス部(医療助 成担当)	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(42)	寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	庁内連携シ ステム	毎年5月中 旬の当な、月1 回の変更通 知時に提供 する。
22	健康づくり推進課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(44)	がん検診等の実施に関する事務であって規則 で定めるもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当る、月1 回の変更通 知時に提供 する。
23	保護課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項 別表第2(46)	外国人生活保護の措置 に関する事務であって 規則で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報 (内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供 する。

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対 象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期·頻度
24	障害福祉課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	児童個性 児通所給付費、特例 害児通所給付費、 害児通所給付費 害児相談支援給付費の 支援給付費の支給 支援給付費の支給 支援に関する事務 供に関する事の で主務省令で であるも	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初月1 回の変更月1 回時に提供 する。
25	子育て支援 課、こどもを 守る課、保 育課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第4項	児童福祉法による負担 能力の認定又は費用の 徴収に関する事務で あって主務省令で定め るもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報 (内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	商大臣氏机り耐机報 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す	専用線	毎年5万年 旬の当初通 知時と、月1 回の変更提供 コカサス
26	健康づくり推 進課、子育 て支援課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第4項	予防接種法による給付 の支給又は実費の徴収 に関する事務であって 主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	画大任 氏板の耐板報 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す	専用線	毒子3万中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供
27	障害福祉課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	る体に日本地は2006 高障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定め	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中旬の当初時と、月1回の時と、月1回の時代では、月1回りのでは、月1回りのでは、カラー・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン
28	保護課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第4項	生活保護法による保護 の決定及び実施又は徴 収金の徴収に関する事 務であって主務省令で 定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	商人住民税の納税報 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す	専用線	毎年3月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変提供 コカサス
29	まちづくり推 進課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第4項	公営住宅法による公営 住宅の管理に関する事 務であって、主務省令で 定めるもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	高大役人のの所が報 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す	フラッシュメ モリ	毎年7月に1 回
30	市民サービ ス部(国民健 康保険担 当)	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第4項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	被扶養者など)のうち、個人番号を有するよう	庁内連携シ ステム	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供
31	障害福祉課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	る障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるとである。	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更提供 する。
32	まちづくり推 進課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	フラッシュメ モリ	毎年7月に1 回
33	こどもを守る 課	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第4項	児童扶養手当法による 児童扶養手当の支給に 関する事務であって主 務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報 (内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	商大臣氏机り耐机報 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す	専用線	毎年3万万円 旬の当初初日 回の変更提 日の変提供
34	高齢介護室	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	老人福祉法による福祉 の措置に関する事務で あって主務省令で定め るもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	高大保 氏	専用線	毒子5月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供
35	高齢介護室	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	老人福祉法による費用 の徴収に関する事務で あって主務省令で定め るもの	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	高大企 氏板の 耐和報 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す	専用線	毒子 5万平 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供
36	こどもを守る 課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	時子及び来了並びに新 婦福祉法による配偶者 のない者で現に児童を 扶養しているもの又は 寡婦についての便宜の 供与に関する事務で あって主務省令で定め	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初 知時と、月1 回の変更通 知時に提供 する。

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対 象となる本人の範囲	⑥移転方 法	⑦時期·頻度
37	こどもを守る 課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	商人住民権の制作報 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す	専用線	毎年5万年 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供
38	障害福祉課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	支給に関する法律による障害児福祉手当若して特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報 (内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の当初過 知時と、月1 回の変更通 知時に提供 する。
39	市民サービ ス部(医療助 成担当)	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	母子保健法による費用 の徴収に関する事務に 関する事務であって主 務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	商人住民祝り納和報 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す	庁内連携シ ステム	毎年5万年 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供
40	こどもを守る課、人事室	寝屋川市個人番 号の利用及び特	児童手当法による児童 手当又は特例給付の支 給に関する事務であっ て主務省令で定めるも の	「2. ④記録される項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	高大企民祝い解祝報 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す	専用線	古 年 句の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供
41	保護課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	中国残留邦人等支援給 付等の支給に関する事 務であって主務省令で 定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	1万人未満	高大企民派の終末 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す	専用線	古年3月中 旬の当初通 知時と、月1 回の変更通 知時に提供
42	高齢介護室	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	治院体院本による体院 給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料 の徴収に関する事務で あって主務省令で定め	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	画大企民祝い昭祝報 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す	専用線	古年3月中 旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供
43	保健予防課	寝屋川市個人番 号の利用及び特	を未定の下的及び必未 症の患者に対する医療 に関する法律による費 用の負担又は療養費の 支給に関する事務で あって主務省令で定め	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線、紙	毎年5月中旬の当時と、月1回の変更通知時と、現1回の変更通知時に提供する。
44	障害福祉課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	及生名のロボエル及び 社会生活を総合的に支 援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業 の実施に関する事務で あって主務省令で定め	「2. ④記録され る項目」のうち、 その他識別情報 (内部番号)、地 方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中 旬の時と、月1 回の時で更現 知時でで 記 り り り り り り り り り り り り り り り り り り
45	保育課	寝屋川市個人番 号の利用及び特 定個人情報の提 供に関する条例 第4条第4項	子を・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報 (内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	毎年5月中旬の当初時と、月1回の変更通知時に提供する。
46	立支速なめ口等法に特付実施 一大会の変にはは 一大会の変には 一大会の変に 一大会ので 一大会ので 一大会ので 一大会ので 一大会ので では では では でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施する情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税の納税義 務者とその扶養関連 者(控除対象配偶者、 被扶養者など)のう ち、個人番号を有す るもの	専用線	照会の都度